

健全な労使関係の否定だ！

繰り返される本部・本社間での 協議拒否の一方的な押し付け！

申6号（新幹線『のぞみ号』緊急停車に関する緊急申し入れ）申10号（C42編成15号車サービス配電盤焼損に関する緊急申し入れ）申11号（B11編成12号車パンタグラフの不具合に関する申し入れ）について、会社は一貫して「地方からも申し入れがあるので地方で協議すればよい」との回答でした。組合が「安全問題なのだから、地方も中央も協議すればより安全に向けた方向性が確立できる」との意見をしても、会社は「本社と地方で意見は変ることない」とし、両方でやること自体時間の無駄だと言わんばかりの安全軽視姿勢の態度に終始し、本社・本部間の協議はしないことを3件同様に一方的に押し付けました。

組合はこのような会社の対応に対していずれも対立を通告しました。このような対応は会社が言う安全・安定な輸送と、健全な労使関係とは全く相反する態度です。私たちはこのような会社姿勢を糾すために闘います。

一方的な思い上がりはやめろ！

9月8日、申9号（リニア中央新幹線構想に関する申し入れ）について幹事間折衝があり、「これまでも経協等で説明をしてる。今後も協約の規定に則り適切に対応する。なお会社は一切協議を行ってこなかったという主張は、事実と反するので、認識を改めること」と回答がありました。

組合が「事実と反するとはどういうことか」と確認すると、会社は「経営協議会で議論している」というので、組合が「申に対する議論は、そのこととして取り上げては一切やられていない、事実だ」と会社の誤った認識に対して怒りを明らかにしました。また、項目に対する回答がないこと、協議をしない不誠実な態度に対立を通告しました。